

独立行政法人情報処理推進機構顧問等に関する規程

制定 平成16年1月5日2003情総第18号

最終改正 令和4年5月27日 2022情総第90号 一部改正

第1条 理事長は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の運営に関する重要事項につき、必要に応じ意見を求めるため、顧問を委嘱することができる。

第2条 顧問は、理事長が次の各号の一に該当する者のうちから委嘱する。

- 一 機構が行う事業の発展向上のために有益な助言及び活動をなす者
- 二 機構の理事長、理事又は監事として就任した経験を有する者
- 三 その他理事長が機構の運営にとって必要と認めた者

第3条 顧問の委嘱の期間は、2年以内とし、その都度理事長が定める期間とする。ただし、1回に限り、再委嘱することができる。

第3条の2 顧問を務めた者であって、理事長が特に認める場合に限り、特別顧問として1回に限り委嘱することができる。特別顧問の委嘱の期間は、2年以内とし、その都度理事長が定める期間とする。

第4条 特別顧問は、顧問在任中、機構の発展向上に多大なる貢献を行った者であって、その他理事長が機構の運営にとって特に必要と認めた者のうちから委嘱する。

第5条 顧問、特別顧問に対し、謝金その他必要な手当を支給することができる。

2 前項の謝金その他必要な手当を支給すべき場合及びその額は、その都度理事長が定める。

第6条 顧問、特別顧問が出張するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程（平成16年1月5日 2003情総第78号。以下「旅費規程」という。）別表の区分のうち、顧問、特別顧問については理事長に相当する役職員の日当及び宿泊料を適用するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、顧問、特別顧問の旅費に関しては、旅費規程の規定を準用するものとする。

第7条 理事長は、必要と認めるときは、その委嘱期間中においても顧問、特別顧問を解嘱することができる。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から実施する。

附 則（平成16年7月1日 2004情総第22号）

この規程は、平成16年7月2日から実施する。

附 則（平成29年12月27日 2017情総第263号・一部改正）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前から引き続き委嘱されている顧問については、施行日からその委嘱の期間が満了する日までの間、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日 2018情総第107号・一部改正）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日 2022情総第90号・一部改正）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。